

平成 27 年 8 月 25 日
総合政策局参事官(社会資本整備)付

社会資本整備重点計画法施行令の一部を改正する政令について

標記政令について本日閣議決定されましたので、お知らせいたします。

1. 背景

社会資本整備重点計画（以下「重点計画」という。）は、社会資本整備重点計画法施行令（平成15年政令第162号。以下「令」という。）において、その計画期間を「五年を一期として定める」と規定しているところ、最近における社会資本整備事業をめぐる諸情勢の変化に鑑み、当該規定について所要の改正を行う必要がある。

2. 改正の概要

重点計画の計画期間を「五年」から「おおむね五年」に改めることとする（令第3条）。

3. スケジュール

閣 議：平成27年8月25日（火）

公 布：平成27年8月28日（金）

施 行：公布日と同日

○問合せ先

国土交通省総合政策局参事官(社会資本整備)付

企画専門官 辻 陽子（内線24-237）

課長補佐 近藤 陽介（内線24-252）

事務官 松葉あずさ（内線24-238）

（代表）03-5253-8111